

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月25日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年4月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市鎌田池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥谷地区	坂出市環境経済部農 林水産課
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 万町地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 倉敷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 片山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東梶下所北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 野末西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 東梶下所南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷佐古地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 赤尾池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 大坪谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 北新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 小谷池地区	〃
坂出市坂出土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 谷内池地区	〃
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南条地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

	(かんがい排水事業) 浜田地区	
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西分地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥条地区	〃
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 庄地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大屋敷地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 白木伝六地区	〃